中小企業再生支援協議会事業実施基本要領Q&A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
$QA1 \sim 9$ (略)	QA1~9 (略)
(対象企業) Q10. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。 A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」の他に、中小企業信用保険法と同様に、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人です。	(対象企業) Q10.協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。 A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第2条第17項に定義される「中小企業者」のとおりです。
QA11 \sim 39 (略)	QA11~39 (略)